

第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の概要



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク（内閣府）

令和2年3月
加古川市

「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

平成27年4月から開始されました「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）」において、地域の子育て家庭の状況や、幼児期の学校教育・保育（以下「教育・保育」といいます。）及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行うため、本市では、平成27年3月に「第一期加古川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第一期計画」といいます。）」を策定しました。

その第一期計画が令和元年度末で終了することから、第一期計画の基本理念を継承するとともに、本市における現状や市民アンケート調査等を踏まえながら、子ども・子育て支援を推進していくため、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」といいます。）」を策定するものです。

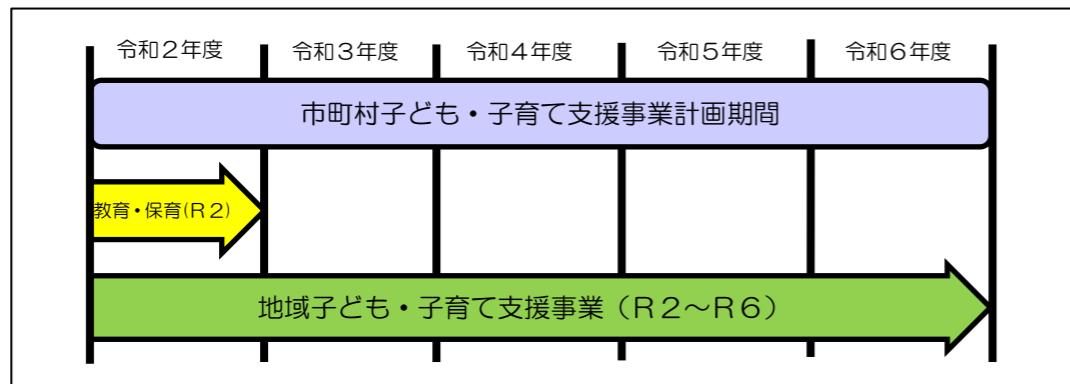
「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出

本計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後5年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」を推計しています。

本市では、平成30年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」と「放課後の過ごし方に関するアンケート調査」の結果や推計児童数などを活用し、潜在的な利用希望も含めた「量の見込み」を算出しています。

「量の見込み」に対応する確保方策の設定

本計画では、法令に基づき、アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対して、「教育・保育」においては令和2年度末までに、「地域子ども・子育て支援事業」においては令和6年度末までに提供体制を確保する内容を定めています。



「質の向上」に向けた取組

本計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対応する提供体制を確保するだけではなく、各事業の「質の向上」に向けた取組も定めています。



「基本理念」と「基本目標」の設定（素案 P11～14）

基 本 理 念

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っていただけるようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取組を進めるなど、妊娠から子育てまでをトータルでサポートしてきました。引き続き、これらの取組を進め、家庭や学校、地域など全ての人々が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現し、子育てがしやすく住みやすいまちとするため、第一期計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～」とします。

基 本 目 標

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」の実現に向けて、本市では、「子ども」、「親・保護者」、「地域・社会」の3つの視点に立った子育て支援を行うことが重要であると考え、次のとおり基本目標を定めています。

＜基本目標1＞ (子どもの視点)

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子どもの発達は、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、『子どもの視点』に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

＜基本目標2＞ (親・保護者の視点)

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

＜基本目標3＞ (地域・社会の視点)

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

地域における子育てボランティアの発掘や育成、市民の相互協力による子育て支援活動（ファミリー・サポート・センター事業）など、地域におけるさまざまな子育て支援の充実を図り、地域・社会全体が協働して子育て支援に取り組んでいきます。また、仕事と子育ての両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組んでいきます。

「教育・保育提供区域」の設定 (素案 P15~17)

教育・保育提供区域とは

「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、それに対応する「提供体制」を整備していくにあたっては、地域のニーズによりきめ細かく対応するため、「地理的条件」や「人口」「交通事情」「教育・保育の利用・施設整備状況」などの条件により、市域を細分化した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「提供体制」のバランスを確保していくこととなります。

3 区域（区域A～C）で設定するもの

- ①幼児期の学校教育・保育（教育・保育）
- ②時間外保育事業（延長保育事業）

区域	区域に含まれる小学校区
A	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡 平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B	神野、陵北、八幡
C	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘

※地理的条件として、市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える「加古川」と、これまでの教育・保育施設の整備や利用状況などを総合的に勘案し、第一期計画に引き続き、3区域を設定しています。

1 区域（市全域）で設定するもの

- ①利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）
- ②実費徴収に係る補足給付を行う事業（実費徴収補足給付事業）
- ③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)
- ④子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業(こにちは赤ちゃん事業)）
- ⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
(養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業)
- ⑦地域子育て支援拠点事業（加古川駅南・東加古川子育てプラザ）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業（病児・病後児保育事業、看護師配置事業）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）
- ⑪妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

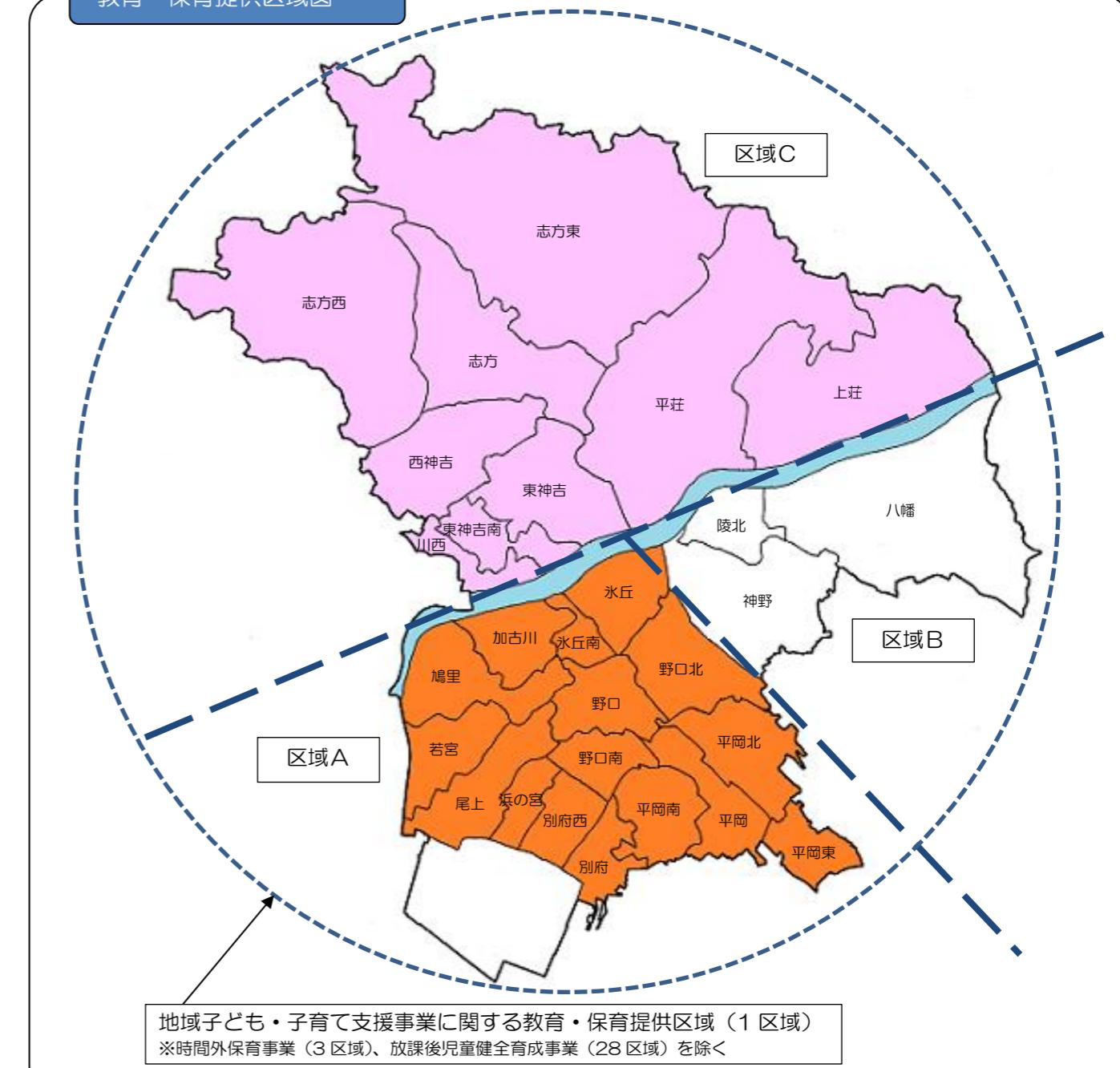
※既存事業の多くが市全域で事業展開し、広域での利用が行われていることから、市全域を1つの区域として設定しています。

28 区域（小学校区）で設定するもの

- ①放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

※各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となることから、28 小学校区を区域の単位として設定しています。

教育・保育提供区域図



※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるのですが、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来通り区域を越えた利用は可能です。

「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」 (素案 P19~26)

「教育・保育」の確保にあたっての給付認定と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、子どもの保護者が市から受ける給付認定の区分（1～3号）ごとの量の見込みに対して、各区分に応じて利用できる教育・保育施設及び地域型保育事業で必要な提供体制を整備していくこととなります。

施設・事業	類型
教育・保育施設	県から設置認可を受けた「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」 ※3～5歳児への「教育」、0～5歳児への「保育」を提供
地域型保育事業	市から事業認可を受けた「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」 ※0～2歳児への「保育」を提供

給付認定と利用できる施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	教育を希望する3～5歳児（満3歳以上）	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする3～5歳児（満3歳以上）	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする0～2歳児（満3歳未満）	保育	○		○	○

※新制度への未移行の幼稚園も含む。

「教育・保育」にかかる確保方策の方向性

本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制の確保を進めていきます。

既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れられる認定こども園への移行や、恒常に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

※ただし、既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域のニーズを踏まえ、公立幼稚園等での3歳児受け入れや、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク（内閣府）

「教育」に関する区域ごとの状況と確保方策

「教育」に関する「量の見込み」と「提供体制」の状況や、今後の提供体制の整備にあたっての確保方策は次のとおりです。

	区域A	区域B	区域C
過去5年間の就学前児童数	減少傾向	減少傾向	減少傾向
量の見込みと提供体制の状況	提供体制の確保済み	提供体制の確保済み	提供体制の確保済み
提供体制の整備にあたっての確保方策	既存施設の活用	現行の提供体制での実施	現行の提供体制での実施

※幼児教育・保育の無償化等の影響により、3歳児の提供体制が不足する場合は、既存施設での定員増や公立幼稚園での3歳児の受け入れを検討します。

「保育」に関する区域ごとの状況と確保方策

「保育」に関する「量の見込み」と「提供体制」の状況や、今後の提供体制の整備にあたっての確保方策は次のとおりです。

	区域A	区域B	区域C
過去5年間の就学前児童数	減少傾向	減少傾向	減少傾向
量の見込みと提供体制の状況	提供体制の不足	提供体制の不足	提供体制の不足
提供体制の整備にあたっての確保方策	既存施設の活用	既存施設の活用	既存施設の活用

※既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。

「教育」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

「教育」における区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」は、次のとおりです。各年度の量の見込みに対して、令和2年度末までに提供体制を確保することを目指しています。

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は5月1日現在です。

※幼児教育・保育の無償化等の影響により、3歳児の提供体制が不足する場合は、既存施設での定員増や公立幼稚園での3歳児の受け入れを検討します。

区域A

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		2,365	1,727	1,660	1,575	1,509	1,479
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、幼稚園	1,669	1,674	1,698	1,723	1,723	1,723
	確認を受けない幼稚園	665	665	665	665	665	665
	②年度当初小計	2,334	2,339	2,363	2,388	2,388	2,388
③各年度で確保する定員数		24	25	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		2,363	2,388	2,388	2,388	2,388	2,388
量の見込みと定員数の差（④-①）		636	728	813	879	909	

区域B

単位：人

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		110	107	106	106	107	107
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、幼稚園	115	115	115	115	115	115
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	②年度当初小計	115	115	115	115	115	115
③各年度で確保する定員数		0	0	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		115	115	115	115	115	115
量の見込みと定員数の差（④-①）		8	9	9	8	8	8

区域C

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		464	436	420	399	366	345
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、幼稚園	505	475	475	475	475	475
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	②年度当初小計	505	475	475	475	475	475
③各年度で確保する定員数		0	0	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		475	475	475	475	475	475
量の見込みと定員数の差（④-①）		39	55	76	109	130	

「保育」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

「保育」における区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」は、次のとおりです。各年度の量の見込みに対して、令和2年度末までに提供体制を確保することを目指しています。

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は4月1日現在です。

※既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。

区域A

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		4,054	4,505	4,359	4,186	4,045	3,957
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、保育所	3,653	3,701	4,132	4,132	4,132	4,132
	地域型保育事業	316	373	373	373	373	373
	②年度当初小計	3,969	4,074	4,505	4,505	4,505	4,505
③各年度で確保する定員数		431	0	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		4,505	4,505	4,505	4,505	4,505	4,505
量の見込みと定員数の差（④-①）		0	146	319	460	548	

区域B

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		508	576	567	558	555	551
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、保育所	550	550	596	596	596	596
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	②年度当初合計	550	550	596	596	596	596
③各年度で確保する定員数		46	0	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		596	596	596	596	596	596
量の見込みと定員数の差（④-①）		20	29	38	41	45	

区域C

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		911	995	944	896	823	771
年度 当 初 定 員 数	認定こども園、保育所	910	922	983	983	983	983
	地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
	②年度当初小計	922	934	995	995	995	995
③各年度で確保する定員数		61	0	0	0	0	0
④年度末合計（②+③）		995	995	995	995	995	995
量の見込みと定員数の差（④-①）		0	51	99	172	224	

「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」 (素案 P9~10、P27~49)

「地域子ども・子育て支援事業」の実施

本市では、地域のニーズに応じて、次の「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」を実施しています。

事業名	事業内容
利用者支援事業	【既存事業】保育コンシェルジュ(利用者支援事業)、子育て世代包括支援センター(子育て世代包括支援センター運営事業) 保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業
時間外保育事業	【既存事業】延長保育事業 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	【既存事業】実費徴収補足給付事業 教育・保育給付認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	【既存事業】多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取組を行う事業
放課後児童健全育成事業	【既存事業】児童クラブ 保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業	【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業 保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	【既存事業】母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 市内全ての4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

事業名	事業内容
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	【既存事業】養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業 乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適当であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業
地域子育て支援拠点事業	【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ（少子化対策推進事業） 乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業
一時預かり事業	【既存事業】一時預かり事業 認定こども園や幼稚園の在園児に対して、教育課程に係る教育時間以外の時間帯において保育を行う事業と保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
病児・病後児保育事業	【既存事業】病児・病後児保育事業、看護師配置事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、認定こども園や保育所、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを援助したい人（提供会員）」を登録し、地域の中で行われる育児援助の有償ボランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業（母子健康手帳交付時に助成券14枚を交付）

「地域子ども・子育て支援事業」にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国の基本指針の規定に基づき、令和6年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取組を進めています。

① 「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対応するため、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

② 地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけではなく、地域の実情に応じた事業内容の充実をはじめとした、「質の向上」に向けた取組を進めています。

「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の方向性

「地域子ども・子育て支援事業」における「量の確保」と「質の向上」に向け、各事業では次のとおり取組を進めていきます。

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」）
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修への参加による情報収集 ○相談体制及び情報提供内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の更なる強化
時間外保育事業 (延長保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する保護者が利用できる環境の整備
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (実費徴収補足給付事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者への事業に関する広報・周知 ○対象者への確実な給付
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○新規参入事業者に対する必要な指導・助言等の支援の実施 ○専門的な知識を有する巡回支援員の人材確保
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の実施による支援員・補助員の資質向上 ○民間事業者による事業の実施
子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時（休日を含む）の利用ニーズへの対応の検討
乳児家庭全戸訪問事業 (母子訪問指導事業(こにちは赤ちゃん事業))	<ul style="list-style-type: none"> ○全家庭の状況把握に向けた継続訪問等の実施 ○児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
地域子育て支援拠点事業 (加古川駅南・東加古川子育てプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○加古川駅南・東加古川子育てプラザの利用促進に向けた広報 ○子育てに関する相談や講座、情報提供の充実
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する保護者が利用できる環境の整備
病児・病後児保育事業 (病児・病後児保育事業、看護師配置事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育の拡充 ○事業の周知や利用しやすい環境の整備
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

「地域子ども・子育て支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

「地域子ども・子育て支援事業」の各事業における「量の見込み」と「確保方策」は、次のとおりです。本計画の目標年次である令和6年度末までに提供体制を確保することを目指しています。
※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、量の見込みを推計する事業ではないため、以下に含んでいません。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）
(単位：か所)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3	3
②確保方策（設置箇所数）	3	3	3	3	3	3
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の設置数

②時間外保育事業（延長保育事業）
(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,835	2,132	2,066	1,991	1,922	1,874
②確保方策（実施園における定員数）	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	2,926	2,629	2,695	2,770	2,839	2,887

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の定員数

③放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	2,994	3,009	2,955	2,901	2,802	2,603
②確保方策（定員数・受入可能人数）	4,322	3,717	3,717	3,717	3,717	3,717
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	1,328	708	762	816	915	1,114

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の受入可能人数

④子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）
(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	280	544	526	507	489	476
②確保方策（現行の提供体制による実施）	413	544	526	507	489	476
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	133	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑤乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業(こにちは赤ちゃん事業)）

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	2,448	1,879	1,832	1,787	1,743	1,700
②確保方策（現行の提供体制による実施）	1,939	1,879	1,832	1,787	1,743	1,700
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	△509	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の対象者数

※量の見込みは、推計児童数により算出

⑥養育支援訪問事業（養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	30	64	64	64	64	64
②確保方策（現行の提供体制による実施）	64	64	64	64	64	64
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	34	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の対象者数

⑦地域子育て支援拠点事業（加古川駅南・東加古川子育てプラザ）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	77,532	73,212	71,208	69,432	67,680	65,952
②確保方策（現行の提供体制による実施）	70,038	73,212	71,208	69,432	67,680	65,952
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	△7,494	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑧幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	20,721	63,143	60,820	57,914	55,256	53,803
確保方策	公立認定こども園・幼稚園 (6人×19園×190日)	34,876	21,660	21,660	21,660	21,660
			34,691	34,691	34,691	34,691
②確保方策合計	34,876	56,351	56,351	56,351	56,351	56,351
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	14,155	△6,792	△4,469	△1,563	1,095	2,548

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑨その他の一時預かり事業（保育所等）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	15,219	34,143	33,060	31,913	30,829	30,020
②確保方策（現行の提供体制による実施）	43,512	40,278	40,278	40,278	40,278	40,278
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	28,293	6,135	7,218	8,365	9,449	10,258

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は元年度の提供体制

⑩病児・病後児保育事業（病児・病後児保育事業、看護師配置事業）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,403	10,697	10,351	9,969	9,610	9,361
②年度当初の提供体制	2,928	8,120	8,120	9,296	9,296	9,784
③各年度で確保する提供体制	0	0	1,176	0	488	0
④年度末の提供体制（②+③）	2,928	8,120	9,296	9,296	9,784	9,784
量の見込みと確保方策の差 (④-①)	1,525	△2,577	△1,055	△673	174	423

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

(単位：人／年)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	5,928	5,928	5,720	5,564	5,460	5,252
②確保方策（現行の提供体制による実施）	4,331	5,928	5,720	5,564	5,460	5,252
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	△1,597	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑫妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	①対象人数（人）	3,427	2,819	2,748	2,681	2,615
		26,388	21,424	20,884	20,376	19,874
確保方策	③対象人数（人） (現行の提供体制による実施)	3,170	2,819	2,748	2,681	2,615
		24,047	21,424	20,884	20,376	19,874
量の見込みと確保方策の差 対象人数（③-①）	△257	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策の差 健診回数（④-②）	△2,341	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の対象者数・延べ健診回数

※令和2年度以降の対象人数は、推計児童数により算出した当該年度中に健診を受けることが見込まれる人数

※妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1人」を計上

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（素案 P50～53）

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方や就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組、就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組による「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保」、並びに令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について、定めています。

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保

認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受入れることのできる施設です。

本市においては、平成31年4月現在、公立3園と私立24園が設置されており、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じて認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るために取組を進めることができます。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取組を進め、また、平成28年度には、教育・保育事業の関係者の参画の下、当該カリキュラムの内容等を見直し、本市における子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育が行われるよう、当該カリキュラムの活用を引き続き推進していきます。

また、認定こども園、幼稚園や保育所、並びに保育教諭、幼稚園教諭や保育士といった、施設の類型や従事者などの枠組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」を実施するほか、私立認定こども園・保育所等に相談担当が定期的に訪問し、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守確認や助言等を行うなど、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取組を進めています。

このほか、「民間保育所・認定こども園就職フェア」などの実施による保育士確保に向けた取組を継続して進めています。また、特別支援ルームの設置や特別支援教育コーディネーターの配置などによる特別支援教育を推進するとともに、国際化の進展に伴う帰国幼児・外国人幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、教員等の研修を実施するなどの必要な支援策を検討していきます。

就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

子どもの発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の12中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくため、「中学校区連携ユニット12」の取組を進めています。

「中学校区連携ユニット12」では、認定こども園・幼稚園・保育所や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを支える取組を進めるとともに、地域や家庭との連携・協働を図り、子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この「中学校区連携ユニット12」での取組を中心に、今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めています。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付制度」においては、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、兵庫県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要です。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる施設等利用費の請求については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、兵庫県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、兵庫県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

計画で定めるその他の事項 (素案 P54~66)

産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進する施策との連携に関する事項を定めています。

本市の子ども・子育て支援においては、子育て家庭における仕事と生活の調和を図るために様々な取組を推進する「加古川市男女共同参画行動計画」と連携を図りながら、保育施設の充実など子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

「児童虐待の防止対策の充実」や「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」について、専門的な支援を行う兵庫県の施策との連携に関する事項を定めています。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取組を行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークのさらなる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めています。

また、さらなる児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市の子ども・子育て支援においては、ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親家庭ヘルパー派遣）、子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ）や、保育所等及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

③障がい児施策の充実

本市の子ども・子育て支援においては、「加古川市障がい者基本計画」及び「第1期加古川市障害児福祉計画」に基づき、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携に努め、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。

計画の推進体制や達成状況の点検・評価

本計画の推進体制や、計画期間中の各年度における達成状況を点検・評価する仕組みなどについて定めています。

計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制

本計画における子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども部を中心に各事業担当課と緊密な連携を図るとともに、兵庫県等の関係機関と連携・協働した取組を行います。

計画の達成状況の点検・評価

「加古川市子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の達成状況の点検や評価を行うとともに、府内で組織する実務担当者会議等で見直しを図るなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）を行い、計画の着実な取組を進めています。

計画の見直し

計画期間中、本計画に定める量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。